

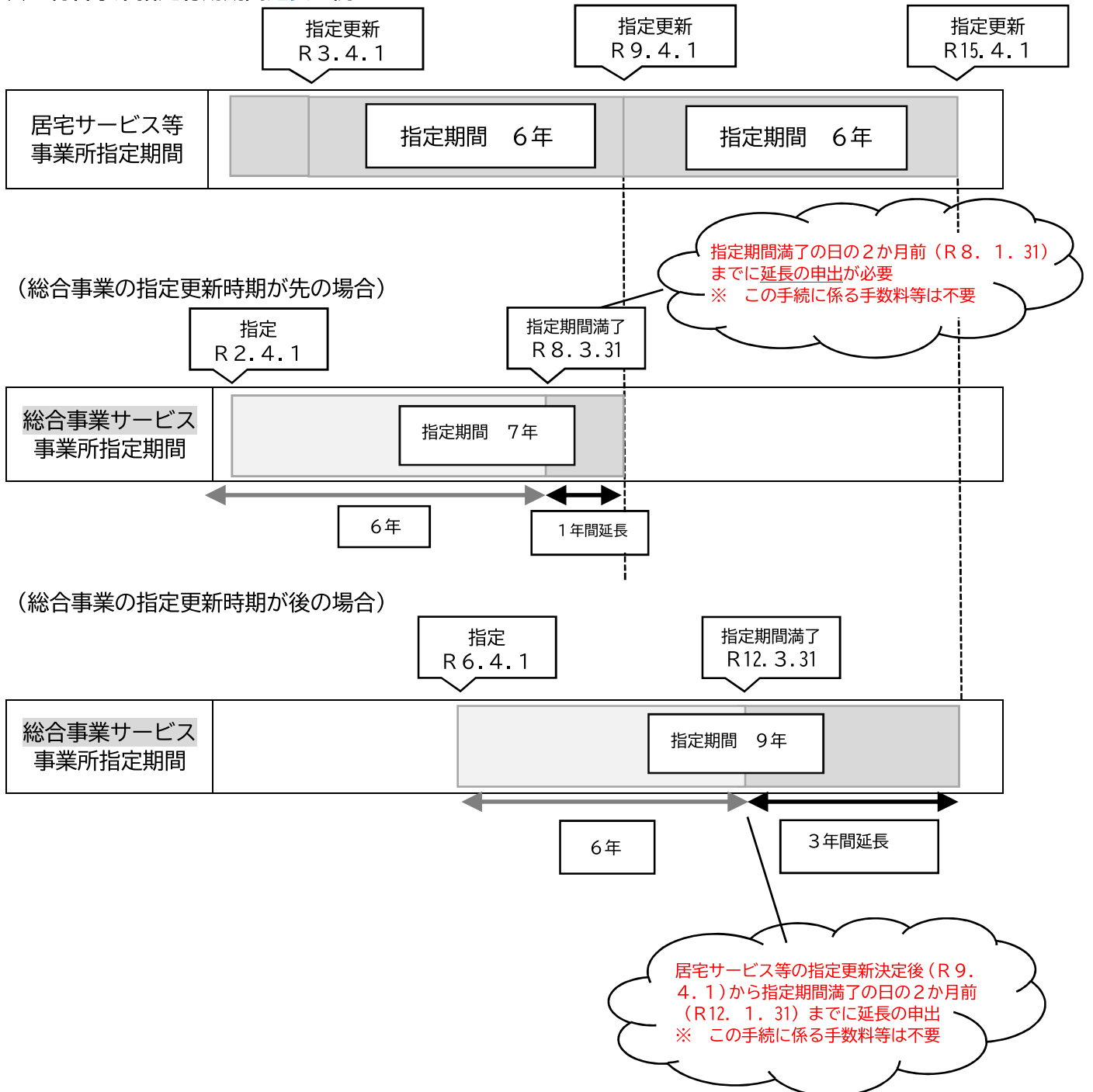
## 居宅サービス事業等と総合事業の指定有効期間を合わせることにについて

居宅サービス事業等の指定有効期間については、介護保険法において6年と規定されていますが、総合事業については、事務負担軽減のため指定有効期間を居宅サービス事業等の期間に合わせるできるようになりました（令和8年2月1日以降）。

以下、総合事業の指定有効期間を延長する場合・短縮する場合の例を参考に、必要に応じて延長または短縮の旨を申し出てください。

※ この運用は、高知市が指定するものに限りです。

### (1) 総合事業指定有効期間延長の例



(2) 総合事業の指定有効期間短縮の例

